

平成 23 年度（2011 年度）海外派遣

日本語専門家
募 集 要 項



国際交流基金

事業の目的

国際交流基金（ジャパンファウンデーション）は、世界の全地域において、総合的に国際文化交流事業を実施する組織として、昭和 47 年（1972 年）10 月に外務省所管の特殊法人として設立されました。平成 15 年（2003 年）10 月に、独立行政法人となりましたが、設立当初から、主要事業のひとつとして、海外における日本語教育への支援を行っています。

世界の日本語学習者は 290 万人を超え、海外における日本語教育は年々拡がりを見せています（2006 年国際交流基金調べ）。

本事業は、海外の国際交流基金事務所、各国教育省、教育機関等へ日本語教育の専門家を派遣し、現地の日本語教育の状況とニーズに合った支援を行うものです。

1. 派遣先種別 / 業務内容

派遣先の機関に応じて、業務内容が異なります。大きく分けて 5 種があります。

(1) 国際交流基金 海外事務所：

国際交流基金事務所に所属し、同機関に所属の上級専門家と協力しつつ、任国あるいは近隣諸国の日本語教師に対する教師研修の実施、教材の作成、日本語教授法等に関するコンサルティング、現地日本語教師間のネットワーク作りを支援する。

(2) 日本語専攻を開講している高等教育機関：

設立から一定期間を経て、カリキュラム等が確立されている日本語学科において、現地日本語教師への助言、コース整備を行う。

(3) 日本語専攻課程の立ち上げ期にある高等教育機関：

新たに日本語学科を設立する大学や設立間もない大学において、同機関の上級専門家と協力しつつ、当該機関の授業を担当するとともに、現地教師への助言、コース整備、教材作成等を行う。

(4) 中等教育レベルの日本語教育：

中等教育に日本語を導入している地域において、地域の学校を巡回し、授業担当、カリキュラム編成、教材作成、現地日本語教師への助言、コース整備を行う。

(5) マレーシア政府がマラヤ大学に設置したマラヤ大学予備教育部：

マレーシア政府がマラヤ大学に設置したマラヤ大学予備教育部（日本の大学（学部）進学を目的とした高校卒業後の日本語教育プログラム）にて、学科長及び学年主任を務める上級専門家と協力しつつ、授業や学校活動を担当するとともに、現地教師の育成等を行う。

2. 募集人数

約 10 名

3. 主な派遣予定先

今回公募する専門家の派遣予定機関に関する情報は、随時国際交流基金ホームページ (http://www.jpf.go.jp/j/about/adoption/japan_23_haken2.html) に掲載しますので、最新情報をご確認ください。

4. 派遣時期及び任期

平成 23 年度中(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)に本邦を出発します。ただし、マラヤ大学予備教育部に赴任の場合は、平成 23 年 3 月中に出発となる予定です。

任期は、通常 2 年です。ただし、任国のスクール・イヤー、プロジェクトの終了時期等により、2 年以内の場合があります。

5. 派遣期間中の待遇

(1) 旅費

赴任時及び帰国時に旅費(航空賃、支度料、移転料等)を支給します。また、専門家が随伴する(あるいは呼び寄せる)扶養親族の旅費を支給します(ただし、扶養親族の滞在が 6 か月を超える場合に限りません)。

(2) 滞在費・住居経費

派遣期間中の滞在費、住居経費、家族加算及び子女教育経費を支給します。

参考：平成 22 年度実績例(フィリピンの場合)滞在費 209,950 円

住居経費 USD 917.00

(注)

- ・ 受入機関より、旅費・報酬等が支給される場合は、基金からの支給額を調整します。
- ・ 滞在費は、派遣された国の物価、生活水準、生活環境、為替相場等の状況に照らし定められ、国によって異なります。

6. 応募資格

下記(1)～(5)をすべて満たす者。

(1)日本国籍を有し、日本語を母語とする者。

(2)平成 23 年 4 月 1 日現在で 45 歳未満であること。

(3)日本語教育関連分野において修士号以上の学位を有する者(もしくは平成 23 年 3 月末までに取得可能な者)。

(4)中等・高等教育機関、日本語学校等の日本語講師(非常勤を含む、以下同じ)として応募時点で通算 2 年以上勤務経験があること(海外経験が望ましい。個人教授は除く)。

なお、マラヤ大学予備教育部に赴任の場合は、上記(4)に加え、国内外の予備教育機関(民間日本語学校を含む)の日本語講師として勤務した経験があると望ましい。

(5)派遣前研修(下記 1 1 . 参照)に全日程参加できること。

上記派遣前研修に参加が可能であれば、応募時点で海外に在住している方も応募可能です。

7. 日本語専門家の身分

(1) 日本語専門家と国際交流基金との関係

専門家と基金は、派遣に先立ち業務委嘱契約を締結し、それに基づいて基金は専門家に業務を委嘱します(専門家と基金は雇用関係にはありませんので、年金等の手続きは専門家各自の責任において行ってください。また、基金は専門家の帰国後の就職の斡旋や生活保障の責任を負いません)。

(2) 専門家と受入機関との関係

基金との契約条件以外の現地における業務方法、勤務条件等の細目は受入機関の規則に基づきます。基金と受入機関（基金海外事務所を除く）は、専門家の派遣条件・業務内容に関する合意書を締結します。

8．業務上障害補償について

(1) 業務上障害補償制度

専門家が業務上負傷し、または疾病にかかった場合、基金はその療養のために必要な費用を規定により負担します。また、専門家が業務上死亡した場合は、規定により遺族補償を行います。

(2) 国際交流専門家等共済給付事業

基金が海外に派遣する専門家を対象として基金の負担金と専門家の掛金により行う相互扶助事業である「独立行政法人 国際交流基金在外共済会」への加入をして頂きます。傷病の療養費の8割を給付するほか、加入者が死亡した場合には弔慰金、傷害による後遺障害が生じた場合は見舞金を規定により給付します。

9．応募手続

(1) 提出書類

イ．応募用紙

基金ホームページ http://www.jpf.go.jp/j/about/adoption/japan_23.html から、応募用紙の様式をダウンロードし、記入下さい。応募用紙の郵送を希望される方は、下記問い合わせ先にご連絡下さい。

（社）国際フレンドシップ協会

電話：03-3582-3021 Fax:03-3582-3010

E-mail：info@ifa-japan.org

ロ．推薦状

日本語教育に関する知識、技能について、現在もしくは過去に所属した機関の責任者または同僚が作成した推薦状を提出願います。様式は問いませんが、日本語の記述でA4一枚とし、推薦状作成者に関する情報（氏名、肩書、連絡先）も明示してください。

ハ．返信用封筒（第一次選考結果通知用）

応募者の住所、氏名を宛先に記した定型封筒（長3型 12×23.5cm）1枚（切手貼付不要）。

(2) 送付先

〒106-0041 東京都港区麻布台 3-4-12 麻布台ロイヤルプラザ 502 号

（社）国際フレンドシップ協会（IFA）

日本語専門家公募係

* 封筒に「応募書類在中」と朱書のこと。

(3) 締切

平成 22 年 8 月 16 日（月）必着

提出書類（応募用紙等）は、一切返却しませんので予めご了承ください。

10. 選 考

(1) 第 1 次選考（書類選考）

応募書類により選考を行い、結果を 8 月末に郵便で通知します。

(2) 第 2 次選考（筆記）

第 1 次選考通過者に対し、下記のとおり実施します。結果は 9 月末に郵便で通知します。

受験のための旅費は支給しません。

イ．科 目：日本語及び日本語教育、英語、一般教養

ロ．日 時：平成 22 年 9 月 11 日（土）

12 時 30 分～16 時 30 分（予定）

一部の海外事務所では 9 月 10 日（金）に実施（下記参照）

場 所：	（国内会場）	国際交流基金 本部 東京都新宿区四谷 4-4-1 最寄り駅：四谷三丁目
	（ソウル会場）	ソウル日本文化センター The Japan Foundation, Seoul
	（北京会場）	北京日本文化センター The Japan Foundation, Beijing
	（バンコク会場）	バンコク日本文化センター The Japan Foundation, Bangkok
	（マニラ会場）	マニラ日本文化センター The Japan Foundation, Manila
	（クアラルンプール会場）	クアラルンプール日本文化センター The Japan Foundation, Kuala Lumpur
	（ハノイ会場）	ベトナム日本文化交流センター The Japan Foundation Center for Cultural Exchange in Viet Nam
	（ニューデリー会場）	ニューデリー日本文化センター The Japan Foundation, New Delhi ニューデリー会場は 9 月 10 日に実施予定
	（シドニー会場）	シドニー日本文化センター The Japan Foundation, Sydney
	（トロント会場）	トロント日本文化センター The Japan Foundation, Toronto
	（ニューヨーク会場）	ニューヨーク日本文化センター The Japan Foundation, New York

(ロサンゼルス会場)	ロサンゼルス日本文化センター The Japan Foundation, Los Angels
(メキシコ会場)	メキシコ日本文化センター The Japan Foundation, Mexico
(サンパウロ会場)	サンパウロ日本文化センター The Japan Foundation, Sao Paulo
(ローマ会場)	ローマ日本文化会館 The Japan Cultural Institute in Rome (The Japan Foundation) ローマ会場は9月10日に実施予定
(ケルン会場)	ケルン日本文化会館 The Japan Cultural Institute in Cologne (The Japan Foundation)
(パリ会場)	パリ日本文化会館 The Japan Cultural Institute in Paris (The Japan Foundation)
(ロンドン会場)	ロンドン日本文化センター The Japan Foundation, London ロンドン会場は9月10日に実施予定
(マドリード会場)	マドリード日本文化センター The Japan Foundation, Madrid マドリード会場は9月10日に実施予定
(ブダペスト会場)	ブダペスト日本文化センター The Japan Foundation, Budapest ブダペスト会場は9月10日に実施予定
(モスクワ会場)	全ロシア国立外国文献図書館 「国際交流基金」文化事業部 (モスクワ日本文化センター) The Japanese Culture Department “Japan Foundation” of the All-Russia State Library for Foreign Literature

基金海外事務所の住所等詳細は国際交流基金ホームページ
(<http://www.jpf.go.jp/world/jp/>)をご覧ください。

(3) 第3次選考(面接)

第2次選考通過者に対し、以下の通り実施します。受験のための旅費は支給しません。

イ. 日 時：平成22年10月15日(金)、平成22年10月16日(土)、10月17日(日)

日時は、当基金が指定します。原則として、日時の変更には応じられません。

ロ. 場 所：国際交流基金 本部(新宿区四谷4-4-1/最寄り駅：四谷三丁目駅)

八．結果通知

結果は、派遣先国の適否、赴任時期の調整を行った後、10月末に個別に通知します。

- (イ) 派遣候補者：派遣を前提として基金と協議する者
- (ロ) 派遣補欠者：ポストの空席等状況に応じて基金と協議を行う者
- (ハ) 不採用者：今回の募集においては不採用とする者

なお、候補者及び補欠者となった場合、その有効期間は平成23年度限りです。

11．派遣前研修

派遣が内定した者は、派遣前研修に参加することが義務付けられます。

- (1) 目的：日本語専門家としての業務を円滑に遂行できるように、任地の日本語教育事情を学ぶとともに、派遣専門家としての見識を身につけること。
- (2) 日程：平成23年3月14日(月)～3月19日(土)(予定)
- (3) 場所：国際交流基金日本語国際センター(埼玉県さいたま市/最寄り駅：北浦和駅)
- (4) 研修内容：派遣の手続き、基金日本語事業に関するブリーフィング、赴任先での業務や生活に必要な知識と情報に関する研修等
- (5) その他：研修参加のための交通費等の諸経費は基金が負担します。
(交通費は、日本国内の居住地(最寄の鉄道駅)から北浦和までの一往復のみ負担。宿泊は、日本語国際センターの宿泊施設を利用します。)

マラヤ大学予備教育部に赴任が内定した者は、研修時期が異なります。

- (1) 日程：平成22年12月1日(水)～12月3日(金)(予定)
- (2) 場所：国際交流基金本部(予定)
- (3) その他：研修参加のための交通費、滞在費等の諸経費は基金が負担します。

12．個人情報の取り扱い

提出書類は、採否審査のため、外部有識者等の評価者に提供します。また、派遣手続きを業務委託している(社)国際フレンドシップ協会に業務に必要な範囲で情報を提供します。情報を提供する際には、個人情報の安全確保のための措置を講じるよう取り扱い方法を確認します。

採用になった場合には、氏名、所属先、派遣先、派遣期間等の派遣に関する情報は、事業実績、年報、ホームページ等の国際交流基金が作成する媒体において公表されます。また、これらの媒体に記載する統計資料作成に利用されることがあります。

13．問い合わせ先

〒106-0004 東京都新宿区四谷4-4-1

(独)国際交流基金 日本語教育支援部 さくらネットワークチーム

日本語専門家派遣 公募担当

E-mail: sakura_network@jpf.go.jp

FAX:03-5369-6040

ご不明な点・ご質問は、WEBサイト内のFAQ

(http://www.jpf.go.jp/j/about/adoption/japan_23_faq.html) をご参照の上、メールもし

くはFAXにてお問い合わせください。

選考の過程や選考結果については一切お答えできません。

14. 留意事項

- (1) 派遣専門家には、国際交流基金在外共済会に加入していただくことになります。(詳細は、上記8.を参照)
- (2) 海外居住者も、赴任に当たっては必ず日本から出発となります。また、赴任手続(公用旅券・査証の取得等)のため、赴任前1~2ヶ月前までに日本に帰国する必要があります。(時期及び手続に要する期間は国によって異なります。)
- (3) 現在、基金プログラム(日本語上級専門家・日本語専門家、マラヤ大学予備教育部派遣専門家、日本語指導助手、JENESYS 若手日本語教師含む)で海外に派遣されている場合、本公募に応募するための任期短縮はできません。